

確認申請書の提出先の区分（五島市内）

五島市は、平成18年4月1日から限定特定行政庁として、建築主事を配置しています。

これにより、従来の確認申請の県への経由事務だけでなく、建築基準法（以下、法）6条1項2号の一部及び3号に掲げる建築物や一部工作物の確認申請及び完了検査事務を行い、法42条1項5号道路（位置指定道路）等の事務も行っていきます。

令和7年4月1日以降

確認申請窓口		長崎県 五島振興局		五島市役所	
適用地域		五島市内全域にある建築物のうち、下欄のもの		五島市内全域及び土砂災害特別警戒区域内にある建築物のうち、下欄のもの	
用途・構造等		規模等	法区分 (法第6条第1項)	規模等	法区分 (法第6条第1項)
建築物	特殊建築物	床面積	200㎡超	1号建築物	
	非木造建築物	階数	2階以上又は 200㎡超	2号建築物	1階かつ 200㎡以下
		床面積			
	木造建築物	階数	3階以上又は 300㎡超若しくは 高さ16m超	2号建築物	2階かつ 200㎡超～300㎡以下
床面積					
階数		1階かつ 200㎡以下			
		床面積			
工作物	煙突	高さ	6m超 <small>(右欄に掲げるものを除く)</small>	6m超～10m以下 <small>(上記の2号及び3号建築物の敷地内に築造するものに限り(※1))</small>	
	鉄塔・ソケット柱等		15m超		
	広告塔・看板		4m超 <small>(右欄に掲げるものを除く)</small>	4m超～10m以下 <small>(上記の2号及び3号建築物の敷地内に築造するものに限り(※1))</small>	
	高架水槽・サイロ・物見塔		8m超		
	擁壁		2m超 <small>(右欄に掲げるものを除く)</small>	2m超～3m以下 <small>(上記の2号及び3号建築物の敷地内に築造するものに限り(※1))</small>	
	昇降機、ウォーターシャフト・飛行塔等		建築基準法施行令第138条第2項		
製造施設・貯蔵施設・遊戯施設等		建築基準法施行令第138条第3項			
建築設備	エレベーター(※2)・エスカレーター・段差解消機・階段昇降機等	1号及び上記の2号建築物に設ける建築設備(※3)		上記の2号建築物に設ける建築設備 3号建築物に設ける場合は確認申請不要ですが、安全等確認する必要があることから、建築物の確認申請に関係図書を添付し審査を行います。	
	換気設備(法28条2項ただし書き及び3項)、排煙設備(排煙機を要するもの)、非常用照明	建築物の定期報告の対象となる建築物に設けられるもの(※3)		なお、建築物の確認申請に関係図書の添付が機種等の選定等により間に合わない場合には、法12条5項による報告書の提出を求めます。	

※1 建築物又は工作物の建築、築造又は用途変更に関して、長崎県知事の許可を必要とするものは除きます（申請窓口は長崎県（五島振興局）となります。）。

※2 小荷物専用昇降機の確認申請は不要ですが、安全等確認する必要があることから、建築物の確認申請に関係図書を添付し審査を行います。

※3 建築物そのものに関する建築確認申請、計画通知を行う場合を除きます。その場合には、建築物の確認申請に関係図書を添付し審査を行います。